

印西市木造住宅耐震診断者登録要領

令和 7 年 3 月 3 1 日

印西市都市建設部建築指導課

（目的）

第 1 条 この要領は、印西市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（令和 7 年告示第 5 6 号。）に定める耐震診断、耐震改修設計及び工事監理を適切に行うことのできる者を登録することにより、市民が安心して耐震改修を実施できる体制を整備し、地震に強いまちづくりに資することを目的とする。

（耐震診断者の登録）

第 2 条 印西市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の交付の対象となる耐震診断、耐震改修設計及び工事監理を行おうとする者は、あらかじめ市長による耐震診断者の登録を受けなければならない。

（耐震診断者の登録資格）

第 3 条 耐震診断者の登録を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築士事務所（建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定により都道府県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。以下同じ。）に現に勤務する建築士（同法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。）であること。
- (2) 建築士法第 2 2 条第 2 項の規定により都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了していること。

（耐震診断者の登録申請）

第 4 条 耐震診断者の登録を受けようとする者は、木造住宅耐震診断者登録申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築士免許証の写し
- (2) 建築士法第 2 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士事務所の登録に係る通知書の写し
- (3) 前条第 1 項第 2 号に規定する講習を修了したことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(耐震診断者の登録及び名簿の縦覧)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を精査し、適当と認めたときは、印西市木造住宅耐震診断者名簿（別記第2号様式。以下「耐震診断者名簿」という。）に必要事項を記載することにより耐震診断者の登録を行うものとする。

2 市長は、耐震診断者名簿を一般の縦覧に供する。

3 耐震診断者の登録の有効期間は、耐震診断者名簿に登載された日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。

4 耐震診断者の登録の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前3か月以内に前条に規定するとおり市長に申請しなければならない。

5 耐震診断者名簿は、前条による申請を受けた月の翌月10日（10日が閉庁日である場合には、翌開庁日とする。）に更新する。

(耐震診断者の登録の決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する耐震診断者名簿に記載する場合には、木造住宅耐震診断者登録決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

(耐震診断者の登録の変更)

第7条 耐震診断者の登録を受けている者が、登録内容に変更が生じたときは、速やかに木造住宅耐震診断者登録事項変更届出書（別記第4号様式）に変更内容の分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出が提出された場合は、耐震診断者名簿を訂正する。

(耐震診断者の登録の抹消)

第8条 市長は、耐震診断者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断者名簿から、耐震診断者の登録を抹消するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 耐震診断者の登録の有効期間が満了したとき。

(4) 耐震診断者の業務に関し著しく不当な行為をしたと認められるとき。

(5) 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定

する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 9 条第 1 項に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、この要領に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。